

## 越前市社会福祉協議会たすけあい銀行事業実施要項

### 1. 事業の目的

社会福祉法人越前市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が設置する越前市社会福祉協議会たすけあい銀行（以下「銀行」という。）は、越前市民及びボランティア、企業等（以下「預託者」という。）から善意の金品の預託を受け、これを次に定める支援対象者に効果的に払出し、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 2. 支援対象者

銀行が金品を払出しする対象者は、次のとおりとする。

- ① 生活困窮世帯等の要援護者
- ② 福祉サービス利用者
- ③ 福祉施設又は事業所
- ④ 預託者が指定する者
- ⑤ その他本会が必要と認める者

### 3. 物品の預託

- (1) 銀行に金品を預託する者は、預託申込書に必要事項を記入し申込みをする。
- (2) 預託を受ける金品は、現金、日用品、器具備品、書籍、食料品等とする。
- (3) 本会はこれを預託管理台帳に記載して管理する。

### 4. 金品の払出

- (1) 金品の払出しは、預託者の意思を尊重し適切に行う。
- (2) 本会はこれを払出管理台帳に記載して管理する。
- (3) 払出しの内容は、本会の広報又はホームページに掲載して報告する。

### 5. その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

(平成 27 年 12 月 10 日制定)